

代表者会議記録

平成23年5月13日(金)

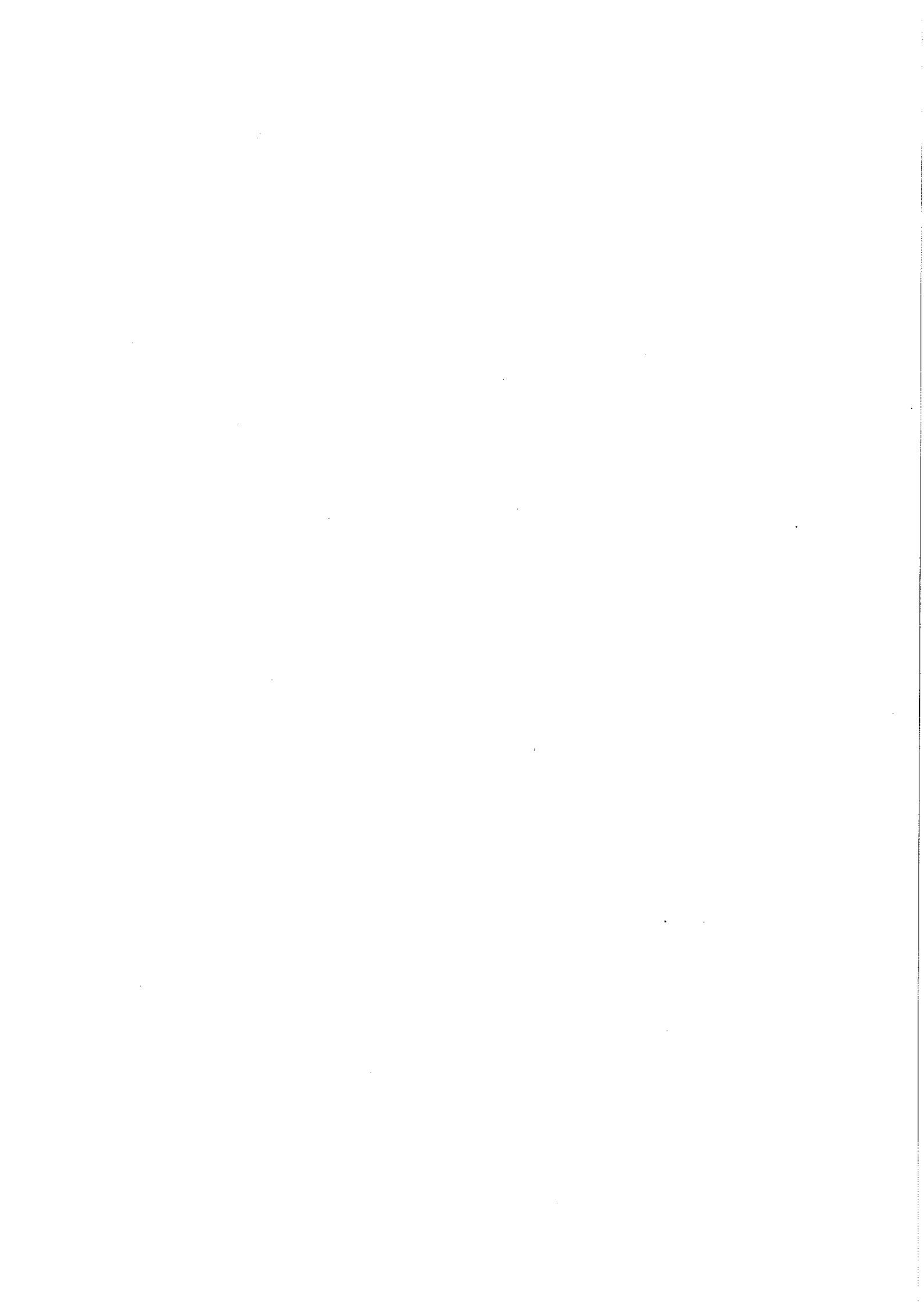
杉並区議会

目 次

区長挨拶	3
当面の代表者会議の座長について	4
代表者会議について	4
会派の結成届について	1 2
当面の日程（案）について	1 2
杉並区議会会議規則の改正について	1 3
臨時会の招集請求について	1 3
議席について	1 4
杉並区議会における懸案事項について	1 5
各種審議会委員等候補者の推薦依頼について	1 5
東京都後期高齢者医療広域連合議会議員候補者の推薦について	1 6
委員会の構成について	1 6
情報公開推進委員会委員について	1 8
区議会だより特集号の発行について	1 8
その他	
(1) 議員控室について	1 8
(2) 政務調査費の支給について	2 1
(3) 請願・陳情の審議未了通知について	2 1
(4) 会派事務員・議員秘書の届出等について	2 1
(5) 区議会ホームページの議員紹介メニューについて	2 3
(6) 出退表示器の点灯・消灯について	2 5
(7) 議員年金について	2 5
(8) 議員報酬に係る議員提出議案について	2 5
(9) 議案等様式の変更について	2 6

代表者会議記録

日時	平成23年5月13日(金) 午前9時58分～午前11時45分	
場所		
出席幹事長 (6名)	幹事長 富本 卓 幹事長 小川 宗次郎 幹事長 小松 久子	幹事長 島田 敏光 幹事長 原田 あきら 幹事長 関 昌央
欠席幹事長	(なし)	
幹事長以外 の出席議員		
事務局職員	事務局 局長 伊藤 重夫 庶務係 長 高橋 正美 議事係 長 依田 三男 調査担当係 長 小塩 尚広 庶務係 主査 横山 淳二 書記 上野 和貴	事務局 次長 和久井 義久 事務取扱区 議事係 長 依田 三男 会事務局 参事 調査担当係 長 小塩 尚広 庶務係 主査 横山 淳二



(午前 9時58分 開会)

議会事務局長 これより代表者会議を始めるが、私のほうで司会進行をさせていただくということでご了承いただきたい。

《区長挨拶》

議会事務局長 まず、区長からあいさつがある。

区長 本日は、選挙後の新しい区議会の各会派の初めての代表者会議ということで、あいさつに参った。改めて、ご当選をお祝い申し上げる。

また、去る3月11日に発生した東日本大震災に関しては、区議会並びに議員からも多大な協力を賜り、感謝している。この場をかりて御礼申し上げたい。

さて、今回の大震災は、第1回区議会定例会の最終日で、議案の議決が終わった直後の暫時休憩となった間の出来事であった。その後、当該地震に関する区の対応については、随時、ファクス等により情報提供をしてきたが、選挙告示以降は十分に連絡できない状態が続いたので、ここで話しをさせていただきたい。

まず、区の被害状況は、杉並区の震度は5弱、観測地点によっては5強であったが、幸いにも死亡者はゼロ、負傷者も7名、また、火災はぼやが1件、塀の倒壊やかわらの落下、道路の損傷等の物的被害が300件程度であった。

区では、震災直後に災害対策本部を立ち上げ、今回の地震に対する区の考えを示し、その対応をホームページや広報で区民に伝えるとともに、臨時相談窓口を設置した。

この間の区の対応は、公共交通機関の麻痺による帰宅困難者や区民等の避難者の受け入れ、計画停電に対する区民への情報提供や、水道水の摂取制限に対する乳児のいる家庭への飲料水の戸別配付、さらに道路上の瓦れきの処理や罹災証明発行のための被害状況の調査など、区民の安全・安心の確保のために職員が一丸となって取り組んだ。

また、区は、今回の大地震、その後の大津波、原発事故により多大な被害を受けている福島県の南相馬市とは災害時相互援助協定を結んでいることから、その支援にも区民や区議会の皆様の協力を得ながら全力で取り組んでいる。

区の南相馬市に対するこれまでの支援の状況を申し上げますと、地震発生後、支援物資や見舞金をいち早く現地に届けると同時に、災害時相互援助協定を締結している東吾妻町長と小千谷市長と協議をし、東吾妻町と小千谷市に南相馬市の被災者を受け入れることとした。

また、杉並区町会連合会、杉並区商店会連合会、東京商工会議所杉並支部、杉並産業協会を中心として、南相馬市義援金募集実行委員会を立ち上げ、広く区民、事業者から

義援金を募り、現在、約1億2,000万円に達している。このうち1億円を5月15日に南相馬市に贈呈する予定である。

4月3日には、区民から寄せられた物品を販売する第1回チャリティーバザーを桃井原っぱ公園で開催。当日は約6,000人もの方が参加し、売上金、義援金を合わせて約430万円となった。

4月8日には、杉並区、南相馬市、東吾妻町、小千谷市、名寄市が首相官邸に菅直人総理大臣を訪問し、南相馬市の復興に向けた新たな支援の仕組みを提言し、国からの支援を要請した。

南相馬市の被害の甚大さを考えると、長期的な支援が必要になってくる。区としても、区民、区議会、関係団体、交流自治体等々の協力を得ながら、引き続き南相馬市の復旧復興に向けた支援態勢を継続していく。

なお、この間の対応については、改めて各会派に伺い、説明させていただくので、よろしくお願ひしたい。

平成23年度は、住宅都市杉並の10年後のあるべき姿を新基本構想で描き、それを実現するための総合計画を策定する重要な課題である。54万区民のだれもが健やかに、そして豊かに暮らすことができる区政を目指して取り組んでいくので、各会派のなお一層の理解と協力をお願い申し上げ、私のあいさつとさせていただきたい。

議会事務局長 それでは、理事者は退席されて結構である。

《当面の代表者会議の座長について》

議会事務局長 それでは、議題に入る。本日は議題も多いので、進行にご協力のほどよろしくお願ひしたい。

最初に、当面の代表者会議の座長についてだが、慣例に従って、議長が決まるまでの間、事務局長が進行役でよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議会事務局長 それでは、本日も含め、この後の代表者会議については、私のほうで座長を務めるといふことにさせていただきたい。よろしくお願ひする。

《代表者会議について》

座長 それでは、2番目である。代表者会議について、次長から説明する。

議会事務局次長 2番目の代表者会議については、前期の議会運営委員会理事会において承認をいただき設置したもので、議会運営委員会理事会が発足するまでの間の会議体で

ある。

構成員は、4名以上の会派の幹事長から成るということで前期の理事会で決定をしている。これでよろしいか。

また、代表者会議は理事会運営規定に準じて全議員に公開し、会議記録も理事会と同様に、各幹事長の承認を得た後、一般に公開をする。

この会議は臨時会までの間設置し、議事進行は先ほど述べたとおり事務局長が行うということで考えている。よろしいか。

座長 今、次長から説明があったが、このことについて何か。

原田幹事長 新しく幹事長になった原田である。ご指導よろしくお願ひしたい。

今、交渉会派の数を3人から4人に引き上げたということについて、議会の中で、区民も含んで大きな議論を呼んでいる。前回の理事会において一応合意のもとに4名となったということだが、端的に言って、我が会派では、これは4人の会派にすることは間違った判断ではないか、3人に戻すという議論を行うべきではないかという結論に達し、きょう参加をさせてもらっている。ぜひ、4人という会派のあり方から、今までどおりの3人の会派に戻すべきだという議論をこの場でしていただきたい。

小松幹事長 5月6日付で前理事の皆に質問状と要請を行ったが、前任期において今任期の交渉会派の人数を決めるということが有効であるということがわからない、有効とする事の根拠がわからない。これは無効ではないか、無効であるということを確認したいというような要請とそれから質問を行ったところだが、そもそも3人から4人に変えたことの経緯をいま一度確認させていただきたい。

座長 進行がふなれで大変恐縮であるが、今いろいろとご質問等を受けているわけだが、その前に改めて代表者会議の各会派の幹事長から自己紹介をしていただいき、それから今の原田幹事長、小松幹事長から出された質問について答えるなり、あるいは意見交換をしていく、そんな形で進めていきたい。

富本幹事長 杉並自民区政クラブの富本卓である。自民党が10名、無所属が1名の11名。よろしくお願ひする。

島田幹事長 区議会公明党の島田である。よろしくお願ひしたい。

小川幹事長 民主・社民クラブの小川である。よろしくお願ひしたい。

原田幹事長 日本共産党杉並区議団の原田あきらである。よろしくお願ひしたい。

小松幹事長 生活者ネット・みどりの未来の小松である。杉並・生活者ネットワーク3名とみどりの未来2名で構成されている。よろしくお願ひしたい。

関幹事長 自由民主党杉並区議団の関昌央である。よろしくお願ひしたい。

座長 それでは、代表者会議については、以上の6名の幹事長でこの後引き続き会議を開いていくという形になるので、よろしくお願ひしたい。

それで、先ほどの原田幹事長と小松幹事長の関係だが、まず、原田幹事長のほうは、3人に戻すべきである、したがって、ここでもう一度議論したいということか、そのことについては後ほどご意見をいただきたい。

あと、小松幹事長のほうから、前期決めたのが有効なのかどうかということについては、そのことについて答えさせていただきたい。

議会事務局次長 前期の理事会の中での議論を少し整理する。

もともと3人を4人にするという議論が前回の新生議会のときにもあった、3人という根拠は特になく、会派の定義自体もそれほどはっきりしたものはないということで、4人というのが、一応杉並区議会の場合は議案提出権がある人数だと。やはり会派といえども議案を出せる資格があることが1つの要件になるのではないかというご議論があり、4人ということで皆の意見をいただいて決定をしてきたという経緯である。

座長 その決定が有効か無効かという話は、一応前期の理事会の中で、改選後の新生議会の代表者会議を構成する会派の人数をどうするかという形になると思うが、もしそれが決定をされてないと、選挙が終わってしまえば、先ほど冒頭言ったとおり、議会を代表する議長もいない、結局、今回は私のほうが招集をしているが、そういう手続をとらなければいけない。では、何をもって代表者会議の構成員とするかということを経理局長が勝手に判断をして決めるということではできないので、それは前期の理事会の中で、次期の代表者会議の構成員はこういう形でいってもらいたいということを決めていただいた。その決定自体は有効だと考える。

改めてきょう、次長のほうから、構成員は4人以上の会派の幹事長でよろしいかということで新生議会の代表者会議の中で確認を求めているので、前期の、先ほどの質問については、私どもはその決定については有効であると理解をしている。

原田幹事長 前回は有効であったか無効であったかということ、3人に戻すべきと言っている我が会派は、最終的な合意というところに踏み込んでいるので、非常に正直、反省材料として受けとめている。合意という状況が議事録を見てもほぼ確認されたので、私たちはこの点については改めて議論をし直してもらいたいという要望になる。

私もここに初めて来たので、前回の議論もその場の雰囲気とかを知っていないので、ただ、議事録を見る限りではそれほど議論をされた節が見当たらない。改めてこの場で、それほど時間をかけるつもりはないが、3人で一体どのような問題があったのかという議論はされたのか。これはその場にいた事務局次長や座長に聞きたい。

小川幹事長 それは例えば、議事録を見ればよいが、ほかから、例えば他区とかほかの議員から3名という根拠は何ですかと言われた場合、全く3名の根拠がないという議論があった。それに対して皆、雰囲気的には、ああ、なるほどなというような雰囲気であったことを記憶している。

原田幹事長 私もその議事録を確認した。3人の根拠がないということと、この間3人でやってきて重大な支障があったのかと言われる議論とはやはり別であって、今まで3人の交渉会派と決めていた基準で重大な問題があったという議論は一切なかったのではないか。

今回、選挙で6人の現職が落選し、十数名にもわたる新人が入ってくる。会派も大きく動いている。そういう中で、正直、3人の会派のままだったら、もしかしたらこの会派構成は変わっていたかもしれない、あるいは会派を結成し、交渉会派として理事会に入れたかもしれない、そういう状況でもあったと思う。さらには、3人で支障があったと思えない状況をかんがみれば、私はやはり多くの議員が議会の運営に携わる、むしろ円滑な議会の運営を図るために、できる限りの会派の議員がそこに参加するという状況が私は必要になってくると思っている。そういうところがなかなか議論されないまま4名に引き上げられたというのは、間違った判断ではなかったか。これについてはぜひ他の幹事長のご意見もお聞かせいただきたい。積極的に4人にしていく現状に対する問題意識があったのかなど、お聞かせいただきたい。

島田幹事長 まず、区民に説明責任が果たせるかどうかという点が非常に大きい。交渉会派とは何かと聞かれたときに、ほとんど定義もないような状況である。なぜ3人かといったときに、慣例だからという状況で通るかどうかということだ。

先ほど、局長、次長のほうからもあったが、会派という概念そのものがなかなかまだ定着をしてないというか、定義づけられてないという状況もある。そういう中で、毎回改選後に、どうするかという議論を繰り返している、こういう現状がある。では何か基準を設けられないかということで、私の会派でもいろいろ、どんな状況かということ調べた。定数の12分の1で議案を提出できるということが自治法にもあるので、これが考え方によっては一人前のいわゆる会派として認められるところではないかと。23区の状況を調べたときに、定数の12分の1以上で交渉会派としているところが12区あった。過半数というところなので、この辺が妥当かと。こういうことを決めておけば、毎回改選後にどうするかという議論をしなくて済む。区民にも非常に説明がしやすい。ただし、余りに会派の数が多くなって、例えば過半数に満たないとか、より多く集めるには例えば何か制限を、定数の3分の2以上が集まるだけの会派の数とか、いろいろな前提条件

はあるとは思いますが、当面はそういったところが一番区民に説明しやすい、毎回議論する必要もないだろうということで、どうかという話をさせていただいたというふうに認識している。

富本幹事長 会派という単語には、皆いろいろな考え方があるが、今島田幹事長が言った部分と、私どもも政策集団というとらえ方をしているので、それでは一応12分の1のいわゆる議案提出権を1つの基準にすればいいじゃないかということで、当時の我が会派の幹事長に話をした経緯がある。

小松幹事長 会派というものについての定義がないという中で、イコール議案提出権があるとするにはちょっと無理があるのではないか。

それと、議案提出権をもって会派とするのであれば、4年間の期の中に、例えば議会改革検討部会などもずっと開かれていたわけで、その中で、会派の人数をどうするか、議案提出権との関係をどうとらえるかというような議論というのはされてきたのか。それがあって、次への申し送りというような形で決められたのだとしたらまだわかる部分があるが、それなくて、4月27日に提案されて28日に決定したという、もうその時点では新生議会の顔ぶれもすっかり決まっていた時点で決めたという、その決め方にどうしても納得ができない。

よって、会派というものは何だということの議論、今ここでそれを決めるというのは難しいものがあるが、時間をかけて議論するべきものだと思うので、今、人数何人がいいのかということは、正直言って、私は、杉並区議会は従前より少数会派の比較的多い議会であるという話もあったと思うが、であるならば、少数の意見を尊重するという意味からは、人数は、交渉会派の資格要件は少なくすべきだと思っているが、とりあえず今回、この決めたことにおいては、共産党が言っているのであれば、合意が得られたということの前提が違ってくるのではないかと思うので、どうなのか。

富本幹事長 2点あって、まず1点目は、議会改革検討部会で議論がされてきたのかと人ごとのように言っているが、小松さんだって前期議員にいて、人ごとのように、人に任せるような発言をするのは私はまずおかしいと思う。議論が関係あるかないかは、それはあなただって当事者だったのだから、そういう人ごとのような言い方をされるのは、それだったら提案すればよかった話で、それを1つ思う。

あともう1つは、こう共産党が言っているのだからと言うが、そんなこと言うと、採決を我々も議員でやり直して、毎回毎回そういうことをしていると、会議の意味というか、おかしくなるのではないかということになるので、それはどうかというのが正直なところ。その2点は感じた、素直に。

座長 冒頭、原田幹事長から話があったのは、一応前回の理事会の中では、会議録等を踏まえていけば、全会一致という形で4人以上になったということをご理解いただいていると私思った。先ほどの発言を聞いて。

あと1つの問題提起として、今4人以上という形で一応決定を見たわけだが、そのことについて今後引き続き議論をしていくべきであろう、それを1つの検討課題として問題提起をしていきたいというふうな発言だったと私は理解をしているが、そういう理解でよろしいか、原田幹事長。

原田幹事長 そうである、今後の議題として上げるという。ただ、無効であるとは、正直、議事録を見る限り確かに言えない状況があったというのを確認した。

ただ、事は私は民主主義にかかわる重大問題だと思っているので、これは早急に、私たちが最終的に合意圧力に押されたという結果を反省材料として正直受けとめている。

島田幹事長 今回の発言はおかしい。

原田幹事長 ただ、私は、この問題については、繰り返しになるが、民主主義にかかわる重大問題として早急に改めるべきだという意見を持っている。

先ほどいろいろな意見を聞いたが、幹事長会というものがなぜ3人なのか区民に説明できないと言っていたが、そもそも多くの、一定の基準を満たした会派、議員には積極的に議会の円滑な運営に参加してもらおうという意味があると思う。それがなぜ言えないのかと。

正直、幹事長会に対する私の受けとめとしては、少数会派の議会運営への参加を制限する問題点が私は一定あると考えている。ただ、一方で、大会派による多数決ですべてを決めさせないという機能がこの間の幹事長会にあったとも私は考えている。その点で、今回3人から4人に引き上げた、しかも少数会派の意見も何もない、そういう中であっては、まさに負の部分の、少数会派の議会運営の参加を制限する、ここばかりが幹事長会の機能として目立ってしまう格好になる。これこそが私は区民に対して説明をできない状態におとしめていると思っている。

座長 意見ということで受け止める。先ほどちょっと圧力というふうなお話もあったが、私もその会議に入っていたが、特段圧力があったとは私は感じられなかった。いろいろな意見はあって、そこで議論はされたという経過はあるが、最終的には全理事の合意のもとで、4人以上という形になったと理解をしている。

いろいろな意見もあると思うが、今の原田幹事長の意見もそうだし、小松幹事長の意見でも、問題は抱えていながら、今4人以上の会派で代表者会議を構成するという形になっていることについては、一定のご理解をいただいたと思っているが、改めて確認をす

るが、代表者会議については、4人以上の会派の幹事長で構成をする会議体ということにしてよろしいか。あと、人数の問題については今後の検討課題とするという整理の仕方ではいかがか。

原田幹事長 私は、一定その議論の場があるということが担保されない限り、合意に至ることはできない。

小松幹事長 これから議論していくことが必要だと思うが、とりあえずということであるならば、時間も限られた中でこの件で余り時間をとるのはいけないと思うが、ただ、これからの議論の中で、やはり3人から、あるいは2人からにしようというような議論になったときに、それを変えるときにはどのような手続が必要になるのか。そういう可能性はあるのか。

座長 あくまでもこれは議会が決めることなので、先ほど申し上げたとおり、この後こういった場、あるいは議運の理事会等が当然設置されるので、その中で議論した上で、例えば最終的に3人に戻すとか、あるいは2人以上にするとか決定を受ければ、その時点で交渉会派の関係はまた変わってくると思う。あくまでもそれは議会の中で協議をして決めていく内容であり、そこでの協議が調べばそういう形になるということである。

関幹事長 今まで皆の議論を聞いていて一番感じたのは、民主主義の基本というのは議論して決定したことは守っていく。先ほど来暫定座長がたびたび言っているとおり、前回の理事会で出席した皆さんが了解して承認して決定している。そういう積み重ねで今日があるのであって、それをまぜ返していたら民主主義の基本は崩れてしまう。これはとても大事なことで、たまたま大泉前幹事長から幹事長役を受け継いだが、大泉幹事長も会派の定義の話もいろいろ幹事長なりに勉強して、そういうことも含めて、前回の理事会に臨んだと私は確信している。そういうことを含めて出席者全員が承認している。今回新しい会議で、いや、実はそれは違うと言われても、民主主義の原則からするとなかなか納得できない部分がある。暫定座長が言ったように、今後とも、議題ではなくて検討課題として議論をしていくということではよいのではないか。

原田幹事長 今の発言について一言。議案の一事不再議というのは、確かに関幹事長の言うとおりにある。議案については一事不再議という原則がしかれる。しかし、この議会運営というものは極めて柔軟、かつ間違ったことがあれば即座に正して活発な議論が行われるようにしていく、そういうことが考えられてもいい場所だと私は思っている。

小松幹事長 民主主義の原理というのであれば、当事者が決めるということも1つ重要なポイントだ。改選して、新生議会のメンバーも決まっているところで決めるのが本来の決め方だというふうに私は思う。

富本幹事長 日本語の定義はそれぞれ思いがいろいろあるが、私もきょうこういう形と呼ばれているのは、そういう会議の議論の経過があつて呼ばれているので、正直なところそれでは私は何で呼ばれているのかということも感じる。賛同された会派の方からもこういう意見があつて、よくわからないという思いもあるが、先ほど座長が言われたような形で、この会議もスタートしていかなければ新生議会のことは何事も決まらないので、関幹事長も言ったが、一応そういう扱いでスタートしていくということで私は理解していきたい。

座長 そういうことで、当面の代表者会議については、今の6人の幹事長で構成をした代表者会議で運営をしていくということでご了解をいただきたい。ただ、人数については検討課題ということで議論をしていくと。

小川幹事長 検討課題といつても、それは委員会等、まだ今後どういう形かわからないが、そこで改めて議員とかその委員会で決めるべきであつて、ここで決める必要は私はないと思う。

要するに、今後検討課題といつても、どこで検討するだとか、そういうことが全くわかってないので、今後、議長からの申し送り懸案事項があつたので、そこが改めてできた時点でそういった中身を当然検討すると思うので、そこで検討するかどうかを決めるべきだと私は考える。

座長 ということは、この会議体でやるということではなくて、新たな体制がしかれてスタートした時点でということではよろしいか。

小川幹事長 改めて、そこで検討するかどうか決めるべきじゃないかということ。

座長 いかがか、そういうことで。そういう形でご了解いただけるか。とりあえず代表者会議については、先ほど私が申したとおり、今の4人以上の会派の幹事長6名で構成する会議体ということで、臨時議会に向けていろいろな協議をさせていただきたい。

今、小川幹事長のほうから話があつたのは、その後、臨時会以降、議会の体制が整った後、その場で改めて、その問題について検討すべきかどうかということも含めて考えるべきであるという意見なので、そのような形で進めさせていただきたい。よろしいか。

原田幹事長 その新しい体制が整った後の議論の場が確実に担保されることをこの場で皆が合意していただけるのであれば、合意したい。

小川幹事長 その担保というのがよくわからないので、担保をここで合意しろというのはちょっと無理がある。

関幹事長 私の思いは、座長が言ったように、検討課題としてこの理事会で今後折々検討していこうと、それでいい。

島田幹事長 いや、これは理事会じゃない。

座長 小川幹事長が言った話と同じと理解しているが。

関幹事長 そうである。

座長 では、そういうことをご理解いただきたい。

原田幹事長 「そういうこと」がどこにかかっているのかわからない。事務局長が最後に言った、新しい体制が整ってから理事会の場で議題にするということで私は合意したい。

座長 先ほど申したとおり、臨時会終了後の新しい杉並区議会の体制が固まった時点で、改めて問題提起なりをしていただくという形になるので、そういう形でご理解をいただきたい。

それでは、今の代表者会議の件については、4人以上の会派の幹事長から成る構成ということによろしいと理解をさせていただきたい。

《会派の結成届について》

座長 それでは、次の議題に移る。

会派の結成届について、次長より説明する。

議会事務局次長 会派の結成届については、資料1-1と資料1-2を配付している。会派は11会派で、4名以上の会派は6会派となっている。

座長 このことについては何か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

《当面の日程（案）について》

座長 それでは、次、当面の日程について。

議会事務局次長 資料2-1と2-2がある。ごらんいただきたい。

まず、当面の日程（案）は、本日、第1回目の代表者会議を開催し、来週月曜日、16日に第2回の代表者会議を開催する。18日が初会合、その後またこの代表者会議を開きたい。23日に第4回目の代表者会議、24、25と、この辺で議会人事等を決めていただきたい。5月30日が第1回臨時会で、見込み案件は記載のとおり。

日程の説明は以上。

あと、初会合の次第を資料2-2として添付している。

座長 当面の日程につきまして、何か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長 それでは、そのような日程で進めさせていただきたい。

《杉並区議会会議規則の改正について》

座長 次に、杉並区議会会議規則の改正について、次長より説明する。

議会事務局次長 資料3をごらんいただきたい。

杉並区議会会議規則の一部を改正ということで、議会運営委員会の理事会の人数が4人から6人に変更になったので、この規則を改正するというものである。

座長 このことについて、何か。

原田幹事長 議決はいつ行われることになるか、具体的には。

議会事務局次長 臨時会の中で議決をいただきたい。

原田幹事長 まだふなれなので。これに対する意見を言ったりする場面があるか。その提案というのは、意見を出すことは、いつまでに言えばよいか。

座長 通常の場合だと、発言通告は開会の2日前までだが、今回の臨時会の場合はどうか。やはり同じ取り扱いとなるか。今までのルールでは、当日の2日前までに発言通告という形になっているので、もしそういうことであれば、2日前までに発言通告を出していただく。

原田幹事長 わかった。

座長 これはよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

《臨時会の招集請求について》

座長 次に、臨時会の招集請求について。

議会事務局次長 資料4に、臨時会招集請求書(案)を配付した。

付議案件としては、案に記載の7件を予定している。

招集請求者は、自治法の規定により、議員定数の4分の1、12名以上である。今までの慣例で、代表者会議の会派から人数案分して請求者としている。この例でいくと、12人のうち、略称で説明するが、杉自から3名、公明2名、民社2名、共産2名、ネみ2名、自民1名となるが、そういった形でよろしいか。

手続は、請求者本人の署名と押印が必要。杉自は、正副幹事長のほか1名、あと公明、民社、共産、ネみは正副幹事長、自民は幹事長の計12名ということでよろしいか。

提出は16日、月曜日10時からの代表者会議の後、12時前に事務局長立ち会いのもと、第1会派の幹事長から区長に提出をするということで予定している。それでよろしいか。

座長 臨時会の招集請求について、いかがか。よろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長 それでは、12名の方の署名をいただき、16日の昼前、第1会派の幹事長である富本幹事長と私のほうで区長に臨時会の招集請求書を提出するという形にさせていただきたい。よろしく願います。

《議席について》

座長 続いて、7番目、議席について。

議会事務局次長 新生議会の議席について、これまで慣例としては、幾つか考え方があり、1つは、会派のまとまり、いわゆるブロックを重視して座席を決める。当選回数のない議員から前列に、少数会派は前列に、あと与党会派、野党系会派の立場に配慮した議席を決めていくということで決めてきた経緯がある。

本日、5つ案を示している。資料5-1から2、3、4、5ということで事務局のほうで案を示しているので、ご議論いただきたい。

座長 今、事務局のほうで作った案を示している。恐らくこの場ですぐ決定ということにはならないので、持ち帰りでご議論をいただくという形になろうかと思うので、とりあえず本日は事務局のほうで提出した案を持ち帰り、それぞれ会派でご協議をいただき、いつぐらいの代表者会議に、ある程度会派のご意見をお出しいただけるか。今のところ、予定では16、18、23、24、25と、そのあたりはずっと予定をしているが、それぞれご意見もあるかと思うので、また協議も必要だが、余り後ろのほうではその時間もとれないので、23日ぐらいまでには何とかご意見をいただきたい。——では、18日の代表者会議のときに、ご意見をいただくということでよろしいか。（傍聴席にて発言する者あり）傍聴の方はお静かに。

原田幹事長 単純に思うが、この②のところはずっと場所が分けられ、通路を隔てているが、これはあえてというか、むしろ横に並べたりすることはできないものか。

座長 これまでの慣例に倣って作成すると、どうしてもこういう形でないとはまっていかない。

先ほど次長のほうから話があったとおり。まず会派のまとまり、ブロックを考えると。与党会派、野党会派の立場に考慮しながら。今までの通例でいくと、議長席に向かって左側のほうから大きな会派から順次入ってくる、そういう形で今までは議席を決めてきているので、今までの慣例に倣った考え方で議席の配分をしてお示ししたが、本日皆さんのお手元に配付した議席の案ということなので、5月18日の代表者会議のときに、それぞれ会派のご意見をお持ち寄りいただきたいので、よろしく願います。

《杉並区議会における懸案事項について》

座長 続いて、懸案事項について。

議会事務局次長 資料6をごらんいただきたい。

杉並区議会における懸案事項等ということで、前期の議長から申し送り事項である。区議会では、今まで議会改革の課題とこれからの進め方について検討し、その結果を議会運営委員会に報告してきた。平成23年第1回区議会定例会においては、議会改革の推進に関する決議を議決したところである。新生議会におかれてもこの議決を重く受けとめていただき、他の諸課題を含め活発な議論を期待するものであるということで申し送り事項とした。

1番の懸案事項は、議会改革の推進に関する申し送り事項ということで、第1回定例会で議決された内容のため、朗読は省略をさせていただく。

次に2点目、確認事項だが、3点あり、政務調査費については、この間、これまでもさまざまな見直しを行ってきたところだが、引き続き政務調査費専門委員会の助言を受けながら必要な見直しを図っていく。

2点目が、常任委員会のインターネット中継は、議会改革の一環として、本会議、予算、決算の特別委員会のインターネット中継を実施してきた。今後、常任委員会においてインターネット中継を実施することは決定しているが、今の段階では予算措置がされてない。予算措置がされ次第、中継を実施したい。

最後、3点目が、請願・陳情の審査のあり方について、請願・陳情は区民の声を区政等に反映させる大切な制度であり、区議会にはそれらを誠実に取り扱うことが求められている。区民の権利を尊重する上からも、付託されている請願・陳情の内容を精査しつつ審査するよう努めていく。

以上が前期の区議会からの申し送り事項である。

座長 このことについて、何かあるか。よろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長 それでは、このような形で新しい議長に引き継いでいく。

《各種審議会委員等候補者の推薦依頼について》

座長 次に、各種審議会委員等候補者の推薦依頼について。

議会事務局次長 資料7を添付している。

区長部局から、4月28日付で、議員を委員の要件とする各種審議会委員について推薦依頼があった。今年度の各種審議会委員についても、今後の議会人事と並行して決めた

いと考えている。よろしいか。

座長 各種審議会委員の関係だが、今の説明のとおりでよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長 では、そのようにさせていただく。

《東京都後期高齢者医療広域連合議会議員候補者の推薦について》

座長 続いて、東京都後期高齢者医療広域連合議会議員候補者の推薦について。

議会事務局次長 東京都後期高齢者医療広域連合議会議員候補者の推薦ということで今期推薦の依頼あり。この広域連合議会議員の任期が2年であり、ことしが改選期ということで、候補者の推薦期限が6月30日となっている。臨時会において候補者を決めるということではよろしいか。

参考として資料8、東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の実施についてという通知をつけている。

スケジュールとしては、6月30日までに候補者の推薦を受け付けて、候補者が多ければその場で選挙になる。なければ、それで7月1日付で当選人を決定するという流れ。

座長 このことについて、何か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長 では、このことについては、そのようにさせていただく。

《委員会の構成について》

座長 続いて、委員会の構成について。

議会事務局次長 資料として、資料9、委員会の所管事項等ということで添付している。

常任委員会については、委員会条例第2条に基づき、5つの常任委員会を設置している。議会運営委員会も条例の第3条の2で設置をしている。あと、特別委員会は、議会の議決で定めることになるということで、今期の特別委員会をどうするか。また、常任委員会についてもこのままでよろしいかどうか確認をさせていただきたい。この場で決定するのはなかなか難しいと思うので、各会派で意見を集約して、5月18日の代表者会議でご意見を伺いたい。

座長 常任委員会については、もう条例で決まっているので問題はないかと思うが、特別委員会は、新たに新生議会となってどういう特別委員会を設置していくのかということがあるので、それぞれ各会派でその点について十分ご議論をいただいた上で、5月18日の代表者会議で各会派の、特に特別委員会の考えをお伺いしたい。よろしく願います。

そういうことでよろしいか。

小松幹事長 特別委員会について、委員会を幾つ設置するかとか、それも含めて白紙から議論ということによいか。

座長 そのとおり。

小松幹事長 これは要らないとか、あるいは新設するだとか、全部か。

座長 数も含め、すべて白紙からという形になる。

原田幹事長 特別委員会は、今地震の問題もあり、いろいろな意見を持っている方はたくさんいると、この激動の情勢にあって。ぜひ一人会派のほうにも代表者会議として意見を募るような姿勢があったほうがいいのではないか。

座長 一応これまでの考え方だと、代表者会議で議論し決めてきている経過があるので、そういう形で進めさせていただきたい。

原田幹事長 ぜひほかの幹事長にもお聞きをしたい。私は、本当に激動の情勢から、今までとは違っているのだから、一人会派の人たちからもこういう意見があると。もちろんこの場に参加できないという制約があるが、一人会派というのは非常に多いので、今杉並区議会では大きな勢力となっているので、聞き取る姿勢というものがなければならないのではないかと思う。どうか。

富本幹事長 多いというが、うちの会派よりは少ない、全員合わせて。だから、それぞれが集約に努めることでよいのではないか。それぞれがお好きに、集約に努める方は集約に努める。

島田幹事長 一人会派は3人。

原田幹事長 一人会派ではなく、少数会派。

富本幹事長 それもそうだし、それは別にこの場で決めるのだから、そういうことを気にされる方はお聞きをすればいいし、そういう動きがあるかもしれないし、それはそれでいいのでは。それ以上でもそれ以下でもない。

原田幹事長 共産党は共産党区議団として責任を持った提案をするので、私は、代表者会議の姿勢としてそういう姿勢があってもいいのではないかと、そんなに拒む理由があるのか。

小川幹事長 座長は拒んでいるとかそういう問題ではなく、今までどおりにやって、例えば何か要望等があれば特別事務局に言ってくるから、それを事務局がこの場で発言すればいいことであって、別に今原田幹事長が言われたことは何ら問題ないのではないかと思う。

原田幹事長 よくわかった。少数会派は自分たちの意見を座長のところに持っていけば、

こういう意見があったと発表してもらえると確認した。

座長 座長ではなく事務局のほうにお願いしたい。

委員会の構成については、そのように、5月18日の代表者会議にご意見を伺うという形にさせていただきたい。

《情報公開推進委員会委員について》

座長 それでは、12番目、情報公開推進委員会委員について。

議会事務局次長 情報公開推進委員会の委員について、設置要綱上は10名以内の委員から構成されるということになっていて、今までと同様、副議長を会長とし、その他は交渉会派の幹事長ということで、計7名ということによろしいか。30日の委員会終了後、議長から委嘱をするという予定。

座長 今の説明のとおりということによろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長 では、そのような形にさせていただく。

《区議会だより特集号の発行について》

座長 次、区議会だより特集号の発行について。

議会事務局次長 資料10をごらんいただきたい。

区議会だより特集号は発行予定日が6月21日。規格は、タブロイド版カラー刷りの4ページ、主な掲載内容としては、臨時会の模様、議長、副議長の就任あいさつ、議員紹介、議席番号順に顔写真等を載せてご紹介をする。あと、常任・特別委員会の構成等を載せるということ考えている。

スケジュールは、6月の初旬に入稿、21日発行と考えている。

座長 区議会だより特集号の関係については、今の説明のとおりによろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長 では、そのようにさせていただく。

《その他》

(1) 議員控室について

座長 続いて、その他。

その他の(1)、議員控室について。

議員控室の関係については、けしば議員と新城議員から、少数会派の控室の現状と環

境改善を求めるといふ要望書が出されているので、今配付する。

では、説明をお願いします。

議会事務局次長 資料11、案を配付した。これは5月18日に仮配置をする案。臨時会、第2回定例会に向けた仮の配置ということで案を示した。この後に7月以降に基準面積に応じた配置をつくっていききたい。初会合に向けては、こういった形で考えている。

変更事項は、左側から、「自由民主党杉並区議団」の上の部分に「創新」が入る。あと、申しわけないが「生活者ネット・みどりの未来」は今の部屋と隣の部屋を使っ^くていただきたい。一人会派は、「共に生きる杉並」が入って、「無所属区民派」のほうも、壁があるが、ここの2部屋をお使いいただくといったことで仮配置を考えている。

裏面が会派の控室の配置で、人数割に基づく面積ということで、ただ、仮配置についてはできる限り最小限で行きたい。あと、7月に行う工事についても、引っ越しは最小限とし、控室改修経費は極力抑えていききたいが、この面積を基準にして考えていききたいと思っている。

議員控室の基準面積の基本的な考え方が裏面の下のほうにあるが、1人当たりの面積が8.05平米、これは全面積を48人で割ったもの。2人目以降については、1人当たりの基準面積の95%を加算して計算をしている。計算式は③のとおりとなっている。これに基づいて設置をしていききたい。48名、371平米を基準面積とさせていただきたい。

座長 控室の関係で何かあるか。

富本幹事長 「旧新しい杉並」という書き方はおかしい。

座長 どの部分か。

富本幹事長 応接。書き方としてよくない。

議会事務局次長 了解した。民社と杉自の共用の応接室ということでよろしいか。

富本幹事長 「旧新しい杉並」という書き方はやめたほうがいい。

議会事務局次長 失礼した。

原田幹事長 私も初めて来たわけだが、ほかの別々の会派が自分たちの持ち分を持ち寄って共同の応接の場をつくるというのは、これまでもやったことがあったのか。

座長 ある。

原田幹事長 その並びの一人会派のところだが、例えば無所属の堀部議員のところは、ほとんど廊下になっている。何も物が置けず、奥のところは多分、廊下がある分狭くなっていると思う。本人に聞いたわけではないのでわからないが、かなり他の一人会派と比べても狭い、活用しにくい控室になっているのではないのか。そういった場合に一定の配慮はなされないものなのか。

座長 今お示したのは、あくまでも5月18日の初会合に向けて、それ以降、第2回区議会定例会までの間の仮配置というふうにご理解をいただきたい。基本的な考え方としては、今使っている控室を使っただくということで示したものだ。新しい控室については、先ほど次長から説明したとおり、それぞれ会派の基準面積があるので、それをベースにして、なおかつ引っ越しの問題など経費の問題があるので、そういったものは極力最小限に抑えていくという考え方で、事務局のほうでまた新たにお示ししていきたい。本日は、基本的な考え方、仮配置の控室について、暫定使用ということなので、こういう形で使っていくということによろしいかどうかということをお諮りしている。

小松幹事長 仮ということなので、変更はなるべく最小限にということとは理解する。最終的にいつごろをめどに工事などを含めて変わるのか。

議会事務局次長 前回はみると、大体第2回定例会後、7月に入ってから工事に入るというスケジュールになると思う。

小松幹事長 1点、けしば議員、新城議員から出されているこの文書の下から3分の1ぐらいのところ、区庁舎改修の折に一人会派や二人会派にも対応できる設計がなされているとあるが、このあたりのことを伺う。

座長 庁舎を改修したときに、私の記憶で申し上げて大変申しわけないが、今自民党杉並区議団が入っている控室が、一人会派用ということで3部屋に分かれていた。そういう設計はされていたというのは事実である。それがその後、いろいろな会派の構成の問題等々あり、間仕切りを取っ払って今こういう形で使っているという経過があるが、設計当初はそういう考え方でつくられた。

小松幹事長 図面で見ると、どこがどうなのかよくわからないが、3つに分かれるように、例えば窓が3つあるわけでもないし、どういうことなのか。

座長 既にでき上がったときには、今の自民の控室のところは3部屋に分かれていた。扉もそれぞれの部屋に入るように3つある。当然、空調の関係とか火報の関係も、上まで間仕切りが入るので、支障がないような形で設計をされていた。

小松幹事長 了解した。

座長 では、控室の関係はよろしいか。

富本幹事長 机はいつ入れていただけるか。新人が、まだ机がないのだが。

庶務係長 きょう了解いただければ、来週の16、17日で。

富本幹事長 なるべく早くお願いします。

小川幹事長 1点だけ。直接議員の控室ではなく、第1、第2、第3の応接室だが、空調設備がいつの間にかついているということで、これはエアコンの運用というのは同じよ

うな運用というふうに決められているのか。

庶務係長 手元にスイッチがあるので、使用のときにつけて、退席するときに消していただくということ。

小川幹事長 普通の1個1個のエアコンなので、こっちが切れていても控室はつけられるよという解釈でよろしいか。

庶務係長 普通の家庭と同じような形で独立している。

座長 控室に関してほかにあるか。よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長 では、このようにさせていただきたい。

(2) 政務調査費の支給について

座長 続いて、政務調査費の支給について。

議会事務局次長 政務調査費の支給については、5月30日に、5月、6月の2カ月分を振り込む予定。

座長 2カ月分、5月30日に振り込ませていただく。

(3) 請願・陳情の審議未了通知について

座長 続いて、請願・陳情の審議未了通知について。

議会事務局次長 5月2日付で、請願・陳情の審議の未了ということで154件通知した。

今のところ、特段反応は余りないという状況。

座長 このことについて、何か。

小松幹事長 それは郵便か。文書で送ったということか。

議会事務局次長 通知を文書で送った。

原田幹事長 一応、どういう通知だったのか、現物を私にもいただけるとありがたい。

座長 では、後ほどお渡しする。

ほかに関心。よろしいか。

(4) 会派事務員・議員秘書の届出等について

座長 続いて、会派事務員・議員秘書の届出等について。

議会事務局次長 新生議会となって、改選後会派が新たに結成されたことに伴い、引き続きの人であっても、改めて会派事務員、議員秘書の届け出を庶務係のほうに提出をお願いしたい。

また、印刷室等での作業の際には会派名札の着用の徹底を、あわせてお願いしたい。
名称変更会派には改めて名札を配付する予定。よろしく願います。

富本幹事長 確認するが、先日、私休日に登庁したところ、どこかの秘書が印刷をしていた。議員本人はいなかったが、印刷室を使っていた。それはよいのか。要するに議員本人がいなくて、秘書が守衛にかぎをもらって、あけて、印刷をしていた、それは構わないのか。余り好ましくないと個人的には思ったのだが、その辺は確認したほうがよいと思うが。私は別にどうしろということではないが、それは一応確認するなら確認しておいたほうがよいという思いがある。届け出しているといったって、それがお一人なのか何なのか、我々には全然わからない。

座長 もし仮に議員が一緒でない場合は、事務局のほうに、休みに入る前に、休みのときに使いたいとお話をいただければ、事務局から地下の休日夜間の受付に連絡をしておくので、それであれば問題はないのではと思うが。

富本幹事長 たしか日曜日だったと記憶しているが、届け出があったのか。

座長 今は不明である。

富本幹事長 そこは徹底したほうがよいと思う。一応議員の控室で議員の印刷室だから、別に印刷室を使うなどか、そういう意味ではなく、一応セキュリティーのこともあるので、そこはもう一度徹底したほうがよい。ちゃんと届け出を出すなど。選挙があったりして、結構印刷されたこともあって、それはいたし方ないところはあると思うが、一応そこはきちっとしたほうが、だれでも使っているという形になってもよくないので、そこはきちっとしたほうがよいということを思ったので、皆が合意すればそれでいいのだが。

座長 今の富本幹事長からの提案について、何かご意見は。

小川幹事長 議員がいなくても、その人たちが入れるという解釈でよいのか。例えば私の友達が私のもので何か作業したいと。届け出さえすれば、休日夜間自由に入っているという解釈か。

座長 基本的には会派の事務員、議員秘書の方という形になる。その方が正式に事務局のほうに、例えば小川幹事長の議員秘書という形の届け出が出されていて、なおかつ休日の前に事務局のほうに、例えばあしたの土曜日にうちの秘書がここを使いたいのでお願いするというふうな連絡を私どものほうが受けていればいいと思うが。その辺のところは私が個人的に決める問題ではないので、この場で各会派の幹事長のご意見をちょうだいし、そういうのはやはりまずいだろうということであれば、そのような形にする、またこういう手続をとればよいのでは、ということであれば、そのことについて今後は徹

底をしていくような形でお話をさせていただきたい。いかがか。

小松幹事長 私は、今座長がいった方式で問題ない。事前に届けてある人が休みなどに行く場合には、事前に、いついつ行くから、入庁できる、ということが一言あれば、それでいいと思う。

富本幹事長 こんなことはないと思うが、例えば山田という人を届けていたとする。私山田ですと勝手に名乗ったら、行けないこともない。例えば山田太郎の証明を出しているわけでもなく、その辺はどうなのか。例えばうちだと豊田さんという名前もわかっているわけだから、入って、いたずらしようと思ったらできないこともない。その辺はもう1回、選挙があつてノーズロになっているようなところもあるので、一応確認したほうがいいということで提案した。

議会事務局次長 休日夜間の使用のため、庁舎管理の問題も当然あると思うので、その辺は検討して、地下の守衛との関係、本人確認の問題等も確認をさせていただきたい。

原田幹事長 私も印刷とか手伝ってもらうことはあるが、さすがに自分がいないときに、行ってくれというのはしたことがない。ただ、守衛さんが毎回とめて、私とかに連絡をとろうとする。とれない場合は、ちょっとだめだというようなこともあるかと思うが。恐らくそのときもその議員が一言守衛には言ったとは思いますが。いずれにしろ、議員のかかわりがいい場合は、これはさすがに私も個人情報もいっぱい置いてある部屋も、かぎは締まっているが、その点は確かに気をつけてもらいたい。

島田幹事長 事務員の証明は写真はついていないのか。

座長 ついていない。

島田幹事長 職員並みにしたらよいのでは。

座長 そういうのも含めて、事務局のほうで確認する。

富本幹事長 あと、人数とかもある。何人でもいいのかという話でもある。1人の議員で100人とか届けられても困るし、その辺も含めて常識の範囲内でそれはやってほしい。ちょっと案を出してみしてほしい。問題提起ということでよろしくお願ひしたい。

座長 その件については、事務局で案をつくるので、後日またご提案をさせていただく。そういうことでよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長 では、そのようにさせていただく。

(5) 区議会ホームページの議員紹介メニューについて

座長 続いて、区議会ホームページの議員紹介メニューについて。

議会事務局次長 新生議会になり、区議会ホームページから議員紹介のページがあるが、そこにホームページのアドレス、メールアドレス、そういったものも載せる予定である。改選前のメールアドレスや個人のホームページアドレスを変更する場合には、広報担当係長までお知らせを。新人の議員の方には、別途連絡をする予定。

また、ホームページ等に関しても、広報担当係長のほうから個別にお伺いをして載せるといような形で考えているので、よろしくお願ひしたい。

座長 こちらについては、そういう形でよろしいか。

小川幹事長 写真だが、18日に撮ったものが、今後ホームページとかに載るのか。違うものを載せる場合もあるということ、この間ある方から聞いたが、それはないということ、とでよいのか。ホームページとか議会広報とか載るのは、すべて5月18日に撮影した写真が4年間載るといこと、で、差しかえはできないのかという確認。

座長 基本的には初会合のときに撮った写真を使うが、ご本人からの申し出で撮り直しをして差しかえたということもやっていた。

小川幹事長 撮り直しをして差しかえをするということ、自分が好きな写真ではなくて、あくまでも撮り直しして差しかえると。その辺を確認したい。

座長 そのとおり。

富本幹事長 1回、何かみんな希望者を募って……

小川幹事長 その辺があやふやだったので。

座長 あくまでもこちらのほうで撮った写真を使わせてもらうということ。それが基本。

島田幹事長 データの提出ではだめなのか。理由を教えてほしい。

議会広報担当係長 背景とかも統一させていただくので。

島田幹事長 デジタルデータだから、背景の色を変えられるのでは。

議会広報担当係長 統一的に、議会だより、しおり、ホームページにも使わせていただくので。

島田幹事長 背景の色を設定して、そのデータならいいという形ならできるのでは。

議会広報担当係長 今まではやってない、基本的には18日の写真を使わせていただきたい。

座長 それは自分で撮ったものをデジタルデータとしてこちらのほうに出す、そういう理解か。

島田幹事長 背景の色だけ変えて出せばいいのでは。

座長 ちょっと検討させてほしい。

では、今のホームページの関係はそういうことでよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長 では、願います。

(6) 出退表示器の点灯・消灯について

座長 次、出退表示器の点灯・消灯について。

議会事務局次長 もう幹事長の皆さんはご存じだと思うが、登庁した際に各自、出退表示器を点灯していただきたい。受付の巡視に声をかけていただければつけるので。帰りの際も控室または受付のスイッチの消灯をお願いしたい。特に新人の方に徹底をしていただきたい。

座長 そちらのほうはそういう対応をよろしくお願いしたい。

(7) 議員年金について

座長 続いて、議員年金について。

議会事務局次長 地方議会議員年金制度の廃止措置を講ずる地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案が、4月28日に衆議院総務委員会において附帯決議を付して原案のとおり可決され、4月30日に衆議院本会議で全会一致で可決されて参議院に送られた。一応法案は6月1日施行ということで審議が進んでいるという状況である。

座長 これはよろしいか、情報提供ということで。

(8) 議員報酬に係る議員提出議案について

座長 続いて、議員報酬に係る議員提出議案について。

議会事務局次長 杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例について、期末手当が今現行の本則が随分昔のままになっており、3.95カ月である。実際には22年度は3.43カ月になっており、大分乖離が出てきているという状況が1つある。22年度は第4回定例会にかけて、12月期と3月期で調整をしたということがあった。今23年度についても、現状では3.43で行かざるを得ないということで、現行本則で6月期を1.8でまた支給をすると、次の回が12月期、3月期で調整をするということになってしまう。今、附則で改正してない。いつも本則が残っているという状況になっている。

ちなみに、区長等の給与に関する条例の期末手当も、本則を3.43カ月に改正をしているという状況。

期末手当、また地方公務員の給与についても、1割削減ですとかそういう話も出ているので、不透明な部分はあるが、今回、臨時会でこの条例案を出すのか、それともまた後日という形にするのか、お伺いをしたい。

島田幹事長 基本は、夏をどうするか。夏も含めて調整するか、12月、3月でやるか、そういう話でいいのか。

議会事務局次長 そういうことである。

座長 昨年場合は、夏は本則に戻って1.8なので、12月と3月で全体の調整をしたので、かなり支給月数が削られたという経過がある。今の状況から考えれば、好転をするという見込みはかなり薄いと考えられるので、できれば6月期から平準化してならしたほうがよいとは思いますが、このことについても、会派のほうで協議いただきたい。

富本幹事長 わかりやすいように表が欲しい。もともとこうで、金額が大体、いわゆる一般議員59万9,000円ならこんなものだとか、その辺をもらわないと、今口で言われても全然わからない。

根拠としては人事委員会勧告があつて、下げるという答申が出ていたので、下げざるを得ない。

座長 昨年調整したのは、人事委員会勧告が秋に出ているので、それに沿った形で削減をしたということ。

では、今の件については資料を配付するので、また会派のほうでご議論をいただき、18日までに会派の意見をまとめていただきたい。仮に議案を提出するという形になれば臨時会でやらないと、6月1日が基準日になるので、今回の臨時会で条例改正をしておかないと間に合わないということもあるので、よろしくお願ひしたい。

(9) 議案等様式の変更について

座長 続いて、議案等様式の変更について。

議会事務局次長 前期の議会運営委員会理事会において、議案については、A4判横書きということでご承認をいただいた。新生議会からというお話をしたところだが、条例は、縦書きの条例を横書きにするためには、そういう横書きにするという条例を制定する必要がある。例えば漢数字をアラビア数字にとか、縦書き条例で1回議決をもらっているものは、読み替えできるように条例を出さなければならないということで、今、区長部局のほうと詰めているところである。今の日程でいくと、2定でその条例案を提出して、3定の議案から横書きでというスケジュールで考えている。

座長 このことについて何か。

小川幹事長 それは5月30日の臨時会では不可能か。

議会事務局次長 実務的に、区長部局も条例を出すということによるいろいろ手続を踏むといったところもあり、30日の臨時会には間に合わないということで話を聞いている。

島田幹事長 通った場合に、今度条例ができた。そうすると、条例集か例規集か何かつくるのに、今横書きではないのか。

座長 今、例規集は横書きである。

島田幹事長 条例は全部縦になっているが、あれも全部横になるのか。

座長 いや、例規集はすべて横書きになっている。

議会事務局次長 便宜上、見やすいように横書きで例規集は編さんしている。縦書きを横書きにして表記をしている。

議会事務局次長 今議決している条例というのは、縦書きのものを議決をいただいでいて、その書式も含めて議決をいただいている。中の数字も縦書きのため、当然漢数字が入っている形になっているので、それを横書きにする条例というのを、杉並区条例を横書きにする条例を制定するというような形で制定し、中の読みかえ規定を、例えば漢数字の一であれば(1)に直すとか、漢数字をアラビア数字に直すとか、そういう修正を加える条例を1本出す。そうすると、今までの縦書きの条例が横書きで……。

富本幹事長 過去の条例か。

議会事務局次長 過去の条例全部である。

小松幹事長 なぜ横書きにするのか。どこかでそういう話がずっとあったのか。継続していたのか。

座長 前期のときに、後半のほうで、今は大体どの文書でも横書きが主流になってきているので、23区の状況を見ても、既に17区で横書きの形をとっているというようなこともあって、この際、杉並区でも議案等については横書きにしたらどうかという話があり、それを受けて区長部局のほうとこの間詰めてきていたという経過がある。

小松幹事長 これまで縦書きのもので新旧が対照されているのがあったが。今度横書きになると、あれも全部縦半分になるのか。そのソフトか何かもつくりかえるということなのか。

議会事務局次長 当然、新旧対照表も左とじになるので横書きで、多分、左側が新で右側が旧、それで議案の資料として出てくるという形になる。

ちなみに、今縦書きの新旧対照表は職員が手で打ってつくっている。今の例規システムの中では、新旧対照表を、横書きのものをつくる機能があるので、そういうのを活用していく。実際にそのまますぐ出せるかどうかは別にして、そういう機能も今はあるという状況。

小松幹事長 ちなみに、縦書きと決まっているということであるならば、例えば字のポイントだとか、そんなことまで規定しているのか、今の規則は。

議会事務局次長 規定はない。ただ、議案の書式の統一性をとるという観点から、12ポイントで縦何字、横何行は、内部的には決めて提出をしている。

原田幹事長 横書きでも縦書きでも難解な文章はどうせ読みやすくはならないだろうと思うが、この議論が起きる過程で、事務コストが削減されるとか、そういう議論とかがあってのことなのか。

座長 いや、特段事務的成本がどうのこうのという話から来たわけではなく、先ほど話したとおり、今はほとんどの文書が横書きになっている。今の例規集も横書きになっている。我々もそういった横書きの文書にもうなれてきているというのもあることから、議案についても、他区でも大多数が横書きの議案になっているので、杉並区でも横書きに変えていこうと、そういうところから始まってきた。

島田幹事長 これが通ると、区議会の議事録なんかも全部横になるのか。

座長 横書きになる。本会議録が今の委員会記録と同じような形になる。

小松幹事長 では、アラビア数字になるということか。

座長 そのとおり。

今の件はよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長 では、そのようにさせていただく。

議題には載っていないが、あと2点ほどお願いしたい。

議会事務局次長 2点追加をさせていただく。

まず1点目は、先ほどの区長のあいさつの中で、今回の震災対策について各会派のご意見を聞きたいということで話があった。5月18日の代表者会議で、都合のよい日時を事務局のほうに教えていただきたい。担当のほうからご説明に上がって意見を伺うという機会を設けたい。

富本幹事長 いつごろ行うのか。

座長 できれば臨時会前までには終わらせたほうがいい。5月中どうしても都合がつかないということであれば、6月に。

富本幹事長 どのくらいの所要時間になるか。

座長 そんなに長い時間はとらないと思う。説明者が、今のところ聞いているのが、危機管理室長と防災課長と、あと大藤参事の3人でお伺いをして説明するというふうに聞いている。5月19日は説明者のほうの都合があるため、19日は外していただきたいと聞いている。

富本幹事長 1時間ぐらいか。

座長 そのぐらいかと。よろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長 では、そのようにお願いしたい。

議会事務局次長 最後に、もうノーネクタイだが、クールビズの確認。

先日、前期の理事会でクールビズのお話をして、各人に通知をさせていただいたという状況だが、改めて、5月1日から10月31日までの間クールビズということで、ネクタイを着用しないなどの軽装を行っていきたいと考えている。本会議、委員会等でもそのような取り扱いということで進めていきたい。

富本幹事長 エレベーターはどうなっているか。

座長 エレベーターは、今のところ、そのまま動いている。

富本幹事長 議会棟エレベーターは議会が始まって、臨時会のとときか本会議のととき動かすのかどうか。

座長 今とまっているか。

議会事務局次長 今とまっている。

座長 議会開会中はたしか動かしていたと思うが、確認する。

富本幹事長 お願いする。

座長 私どものほうで予定をしていた案件については以上だが、何かほかに。

小松幹事長 きょう、この案件もろもろ、二人会派、一人会派の方にはどのように情報提供されるか。

座長 一応、きょう代表者会議をやるということはすべて少数会派の議員にはお知らせをしているので、中身を知りたいということであれば、本日傍聴においでいただくというのが基本。

小松幹事長 かつて幹事長会があったころには、幹事長会で話されたことの内容を少数会派に説明いただけるような場があったが、そういうのはないのか。

座長 理事会にかえた時点で、取り扱いについては、今までは幹事長会というのは議員でも傍聴できない。よって、こちらのほうから情報提供という形をとったが、理事会が議員にはオープンになったので、事前にお知らせをしているので、必要があれば傍聴していただき、当然会議で使った資料等もお配りするので、そういう形の対応に変えさせていただいた。今回の代表者会議についても、議員の方々には傍聴可という形になっており、事前に事務局からお知らせをしているので、特にこちらのほうからこういう中身のお話があったということはお伝えをする予定はない。

小松幹事長 では、どんなことがあったのか説明をお願いすれば、していただけると。

座長 事務局のほうで、都合がつかなくて来られなかった等、どんな話だったということであれば、概要については説明できる。

ほかによろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長 それでは、次回の代表者会議は、5月16日月曜日午前10時、第2委員会室で開会する。

なお、次回以降の代表者会議については、その都度確認をさせていただくので、招集通知のほうは省略をさせていただく。

では、本日の代表者会議は以上で閉会とする。

(午前11時45分 閉会)